多機能型の事業運営の考え方

(多機能型により期待される効果)

利用者のニーズに応じ、小規模な形で複数の事業を一体的に運営できるようにすることにより、身近な地域において、多様なサービスの提供体制を確保するとともに、利用者の選択肢の幅を拡大。

1. 利用者の定員規模

複数の事業を合わせた事業所ごとの定員は20人以上。

事業ごとに定める最低利用人員を満たさなければならない。(生活介護・自立訓練・就労移行支援については6人、就労継続支援については10人)

各事業ごとの定員の上限は定めない。

2.人員配置

各事業の利用人員に応じたサービス提供職員数を事業全体として確保。(サービス管理責任者については、事業ごとではなく、合計利用人員に応じて配置。

事業所全体の定量規模に応じた報酬単価を適用。

3. 運営形態

複数の事業を一体的に運営する場合は、多機能型と位置付けることが基本。

「一体的な運営」の考え方

同一のサービス管理責任者によりサービス提供が行われていること。

利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われていること。

職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合に随時、複数の事業間で相互支援を行える体制にあること。

苦情処理や損害賠償等について、一体的な対応ができる体制にあること。

事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等について同一の運営規程が定められていること。

人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われていること。

4.設 備

事業ごとに定められている設備基準を満たすこととし、サービス提供に支障がないよう配慮する 義務を事業者に課した上で、設備の兼用を可能とする。